

札幌市景観条例及び札幌市景観計画の周知について

景観条例及び景観計画の施行に向けて周知期間（平成 29 年 1 月～ 3 月を予定）を設けます。以下のような方法により、市民、事業者及び行政関係者向けの周知を行うことを検討しています。

<検討している周知方策一覧>

周知期間内の取組

- ・ 報道関係者への情報提供
- ・ 広報さっぽろ
- ・ 広報番組（ラジオ等）
- ・ ソーシャルメディア（SNS など）
- ・ デジタルサイネージ
- ・ 事業者説明会
- ・ 札幌市関係部局説明会
- ・ 関係行政団体への周知
- ・ 市ホームページ（景観ホームページ、都市計画情報提供サービス）

継続的な取組

- ・ パンフレット
- ・ 窓口での周知
- ・ 事業者団体への周知
- ・ 市役所内関係部局研修会
- ・ 都市計画建築確認情報提供システム

<各周知方策の事例>



都市景観係ホームページ



札幌市広報部 Twitter



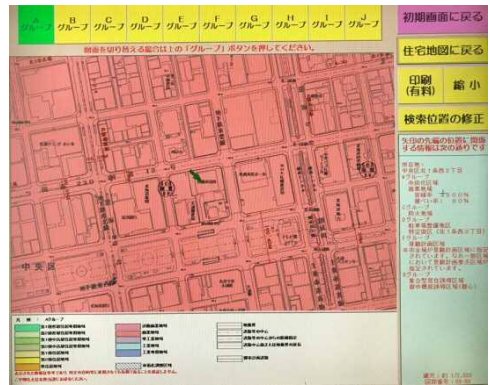
広報さっぽろ



好きです。さっぽろ（個人的に。）
運営委員会 Facebook



デジタルサイネージ
(市役所正面玄関 電子掲示板)



都市計画建築確認情報提供システム



デジタルサイネージ (チ・カ・ホ内 north2)



サップロスマイル市政 PR コーナー
(大通駅コンコース)



広報番組 (さっぽろふるさと再発見)



説明会



パンフレット (子ども向け)



パンフレット (市民向け)